

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和4年7月7日(2022.7.7)

【国際公開番号】WO2021/186544

【出願番号】特願2022-508651(P2022-508651)

【国際特許分類】

G 01 G 21/30(2006.01)

G 01 G 21/28(2006.01)

【F I】

10

G 01 G 21/30

G 01 G 21/28

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月9日(2021.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

秤量皿を覆って秤量室を形成する天びん用風防であつて、

前記風防は、正面部と、一対の側面部と、背面部と上面部を有し、

前記一対の側面部はそれぞれ、上部を前記上面部の各側部に沿つて設けた保持部で移動可能に支持し、下部を水平部と垂直部からなる案内レールで案内して、駆動手段により往復移動する、前記秤量室の側面を開閉する開閉扉であり、

前記各案内レールのそれぞれの水平部には、前記各開閉扉の移動経路に沿つて、前記各開閉扉の下端が、各案内レールの垂直部に対する離反方向に変位しないように規制する規制部材を設けてなり、

前記各開閉扉は、各下端が、前記案内レールの水平部から間隔をおいて位置するとともに、垂直部の上端は超えない高さ位置にある

天びん用風防。

30

【請求項2】

(削除)

【請求項3】

前記駆動手段は、前記秤量室外に前記開閉扉ごとに設けたエアシリンダであつて、各エアシリンダは突出入可能なピストンロッドの先端において前記開閉扉の前記正面部側の端部に連結し、

前記規制部材は、前記エアシリンダのピストンロッドが最も突入した状態で、前記開閉扉との連結部分よりも前記背面部側に位置するよう設けてなる

請求項1に記載の天びん用風防。

40

【請求項4】

前記規制部材は一つの突起である

請求項3に記載の天びん用風防。

50